

国土交通省における 電子入札の実施について

国土交通省大臣官房技術調査課

さいき じゅん
課長補佐 才木 潤

1 はじめに

国土交通省では、その前身である建設省、運輸省が、建設、港湾、空港施設の各分野で CALS 整備基本構想を策定した平成 8 年度より、着実に CALS/EC (Continuous Acquisition and Life cycle Support/Electronic Commerce) の取り組みを進めてきている。

公共事業における CALS/EC 推進の意義は、「情報通信技術 (IT) を活用して各業務プロセスをまたぐ情報の共有・有効活用を図ることによ

り、公共事業の生産性の向上やコスト縮減を実現する」ことにある。具体的には、計画、調査、設計、積算、施工および維持管理に至る一連の業務プロセスにおいて、一度作成した貴重な情報 (データ) を各業務プロセスにおいて共有できる環境、すなわち「情報の時間的共有」が可能な環境や、受発注者間のみならず、情報公開を通じた多岐にわたる関係者間での共有ができる環境、すなわち「情報の空間的共有」が可能な環境を実現することである (図 1)。

つまり CALS/EC の推進により、さまざまな関係者が自在に建設関連情報を利活用できるよう

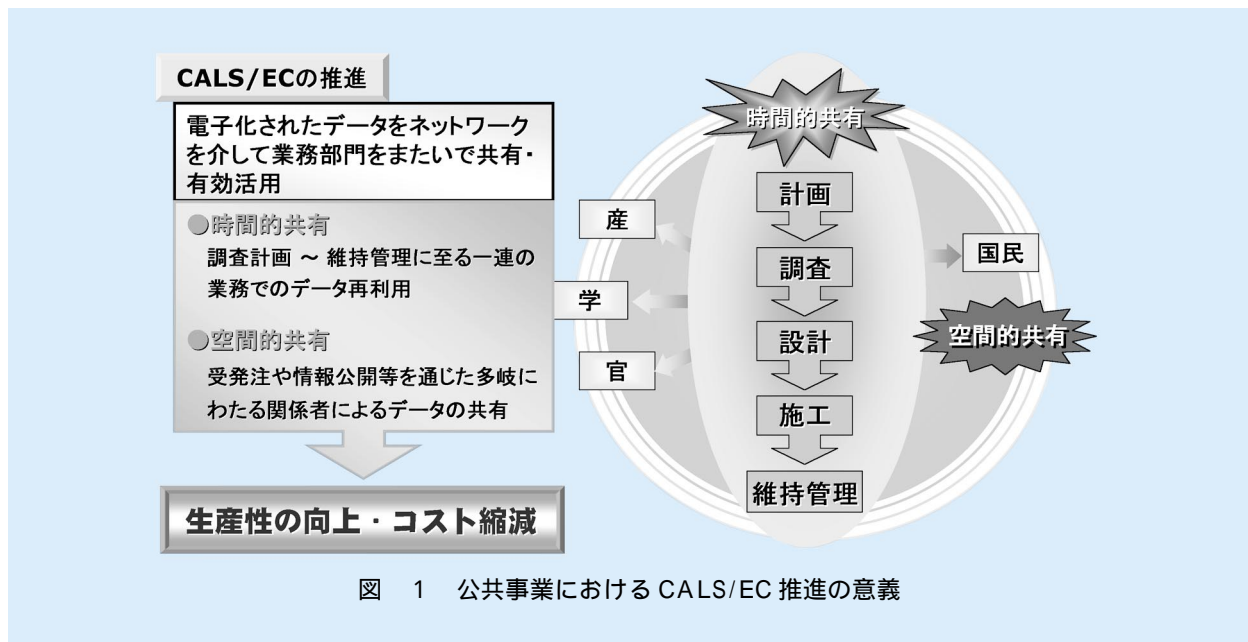


図 1 公共事業における CALS/EC 推進の意義

になり、公共事業における「生産性の向上」「コスト縮減」が実現されるものである。さらにはビジネスチャンスの拡大による経済活性化にも寄与するものと考えられる。

現在行われている CALS/EC の具体的な取り組みとしては、インターネットを通じて入札を行う「電子入札」、調査・設計・施工など、各業務プロセスにおける最終成果品を電子データで納品する「電子納品」、多くの関係者が設計や施工に関する最新の情報を共有する「情報共有」、また情報の共有・有効活用を実現するために必要な「建設情報の標準化」への取り組みなどさまざまであるが、ここでは平成15年4月より全面的にスタートした「電子入札」について、その仕組みや取り組みを具体的に述べる。

2 電子入札について

(1) 電子入札の概要

国土交通省では、この平成15年4月21日よりイ

ンターネットを通じて入札手続きを行う「電子入札」を直轄事業において全面的にスタートした。

この電子入札は、従来は紙を用い、応札者が発注者側に出向いて行っていた入札手続きを、両者の間に「電子入札施設管理センター（e BISC センター）」を介在させ、応札者においてはインターネットを、発注者においては行政 WAN などを利用することにより、電子的に一連の入札手続きが行えるようにしたものである（図 2）。

実施される主な手続きとしては、競争参加資格の確認申請、確認結果の通知、入札書の送付、開札、入札結果の通知、再入札の執行などである。また対象とする入札方式としては、工事の4方式（一般競争入札、公募型指名競争入札、工事希望型指名競争入札、指名競争入札）、コンサルタントなどの業務の6方式（公募型競争入札、簡易公募型競争入札、指名競争入札、公募型プロポーザル、簡易公募型プロポーザル、標準プロポーザル）、さらには随意契約と、公共事業に関し国土交通省が現在行っているすべての入札方式が対象

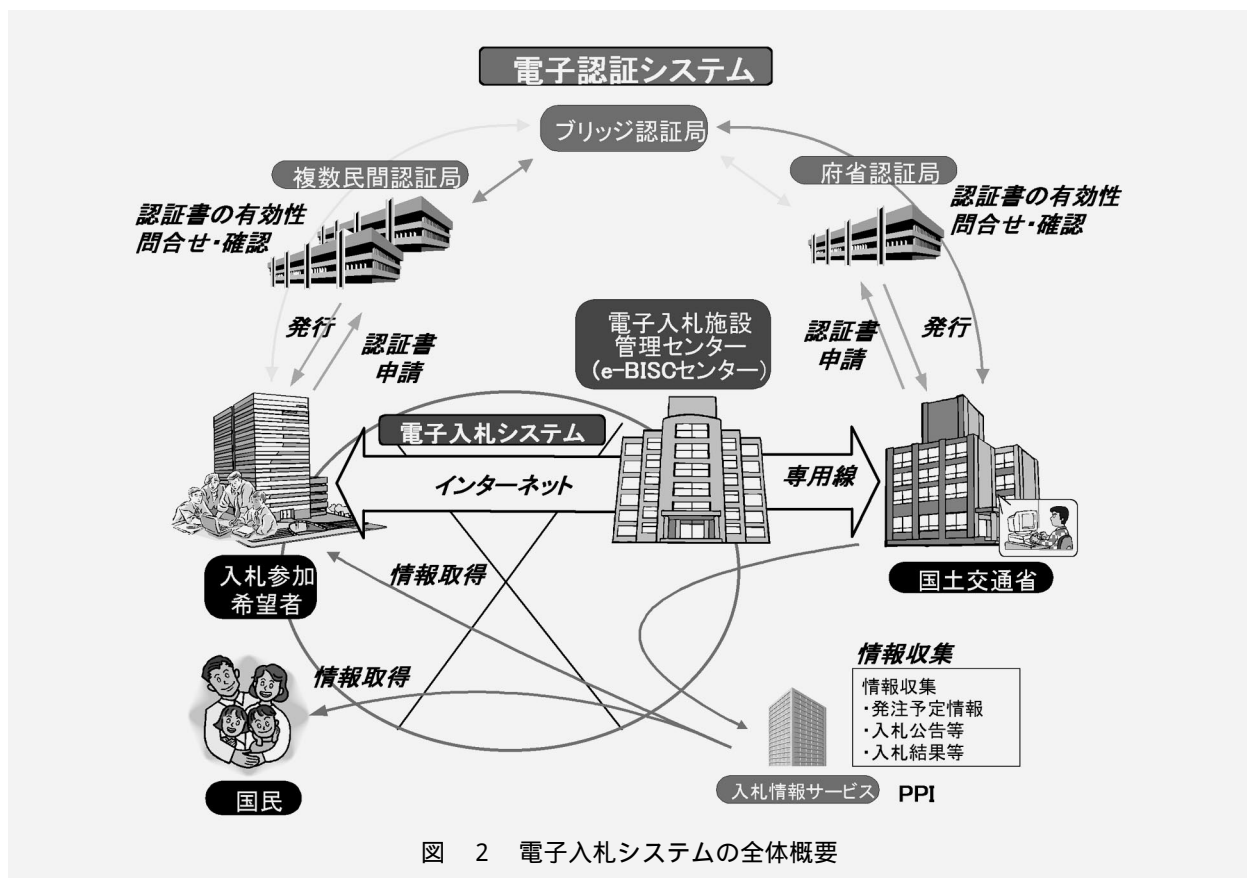


図 2 電子入札システムの全体概要

となる。

この電子入札の位置付けとしては、CALS/ECの取り組みの一環であるだけでなく、電子政府への取り組みにおいても「政府調達電子化」の中核をなし、また、公共工事に対する国民の信頼の確保と建設業の健全な発達を目的とした「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に基づく適正化指針にも位置づけられるなど、非常に重要な施策となっている。

(2) 電子入札導入の効果

この電子入札の導入効果として、

① 入札に係る費用の縮減

- ・競争参加者の移動コスト等が縮減される

② 事務の効率化

- ・重複入力等による事務負担が軽減される

③ 透明性・競争性の一層の向上

- ・発注に関する情報等がインターネット上で取得できるようになり、競争参加資格を有する者が、公共工事に参加しやすくなる

などが挙げられる。コスト縮減効果は金額に換算すると、地方公共団体全体に電子入札が導入されたとして、2,000～3,000億円とされている。

(3) 実施状況

電子入札の実施状況としては、平成13年度に約100件を、平成14年度には約2,000件を実施し、平成15年度からは電子入札の効果をより早期に発現させるべく、当初の計画を1年前倒しし、建設工事、建設コンサルタント業務等において全面的(約4万件)な実施を開始したところである。なお、平成15年6月11日現在、すでに約2,200件を実施している。

(4) 電子入札システムの標準化への取り組み

現在、中央省庁、地方公共団体等の公共発注機関では、電子入札の導入・運用に向けて準備を進めている。このような状況において、各公共発注機関が独自に電子入札システムを構築した場合、さまざまなシステムが存在することになり、

- ・発注者側：同様なシステムを開発するための重複投資となる
- ・応札者側：複数のシステムへ対応するための労

力、コストが増大する

といった問題が生じる。

そこでこの問題を解決するため、関係府省、すべての都道府県や政令指定都市、また幅広い関係者からなる「電子入札コアシステム開発コンソーシアム」において、各公共発注機関に適用可能な汎用性の高い電子入札システム「電子入札コアシステム(以下コアシステム)」を開発し、円滑なシステム導入を支援してきている。

このコアシステムは、国土交通省が無償公開したソフトウェアをベースに、汎用的で高機能なものへと改良されたもので、各発注機関はシステムの核となるコア領域を共通に保持しながら、それぞれの要求環境にあわせたカスタマイズを行うことにより電子入札システムの構築が可能となり重複投資が回避される。また応札者にとっても、入札参加資格があれば1枚のICカード(電子証明書を格納)でコアシステムを導入している各発注機関への電子入札が可能となるので、複数システムへの対応労力・コストが回避される。

(5) セキュリティについて(電子情報の本人性)

電子入札システムでは、入札書等の重要な情報の授受をお互いに顔の見えないところで行うため、その電子情報の本人性を担保するために電子認証という技術を用いる。平成15年度からは国土交通省職員は省内認証局(政府認証基盤)を使用し、応札者においては複数の民間認証局(特定認証業務)の中から選択し使用できるようになった。

応札者において実際に使用が可能な電子証明書は、代表者(競争参加資格認定通知書に記載されている者)、または代表者から入札・見積権限および契約権限について年間委任状により委任を受けた者(支店長など)のものに限られるのでご注意ください。

電子証明書の取得等に関する情報は、【<http://www.cals.jacic.or.jp/coreconso/ninsyo.html>】をご覧ください。

(6) 円滑な運用について

国土交通省では、発注者、応札者双方で、混乱のない円滑な運用を図るべく、「電子入札運用基準」を平成15年3月に策定している【http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha03/00/000402_.html】。各地方整備局等では、この基準を参考に電子入札運用基準を定め運用することとしている。当該規準の主な内容を項目として示すと、

- ・紙入札承諾に関する事項
- ・案件登録に関する事項
- ・「技術資料」や「工事費内訳書」などの提出書類に関する事項
- ・開札に関する事項
- ・入札参加者のICカードの取り扱いに関する事項

などである。実際の入札に関しては、各地方整備局等が定める運用基準を最終的にご確認いただき、円滑な運用にご協力いただければ幸いである。

(7) 電子入札への一本化

電子入札成功の鍵は、良好に整備されたシステム環境と、発注者・応札者の統一された運用で決まるが、その中でも、「可能な限り多くの応札者に電子で対応していただく」ことが特に重要である。

紙による応札が混在する場合、開札時に紙入札のデータを発注者がチェックしシステムへ登録することが必要となり、電子のみの入札に比べかえって時間を要し非効率になる場合も想定される。そのため、当初は準備が間に合わない等の場合は、紙入札も認めることとしているが、できる限り早期に電子入札のみに一本化したいと考えており、応札者の方のご理解と全面的なご協力をお願いしたい。

(8) 地方公共団体への普及

前述のように、電子入札システムの標準化は、

発注者側の重複投資の回避や応札者側の対応コスト・労力の低減のため非常に重要である。国土交通省としても、発注者の方にはできる限り「電子入札コアシステム」を用いたシステム構築をお願いしているところである。

現在までに、8府県、1政令市でコアシステムが採用されたほか、平成15年度以降24府県、6政令市で採用が予定されている。今後とも地方公共団体等のご協力を得ながらコアシステムの普及に努めていきたい。

(9) その他の参考情報について

電子入札を実施するに当たって、応札者の方への必要な情報（認証局、推奨する機器類・通信環境、練習環境など）を平成15年1月17日付記者発表資料や広報用チラシに、また全面実施に関する情報を平成15年4月10日の記者発表資料にまとめているので、ぜひご覧いただき電子入札への早急な対応をお願いしたい【<http://www.mlit.go.jp/tec/nyuusatsu.html>】。



3 おわりに

公共調達では、

- ① 図面や帳票、写真などの多種多量のデータを扱う
- ② 図面等の更新ニーズが大きい
- ③ 関係者が多い
- ④ 維持補修など、長期間にわたる情報の利活用が必要

といった特徴があり、最も電子化が困難な分野と認識している。この最も電子化が困難な分野であるからこそ、電子入札をはじめとするCALS/EC導入の効果は大きく、電子政府構想をリードする施策として今後も積極的に推進していく所存である。